

(改正概要)

○他課運用に合わせて、次のとおり改正。

- ・秋田県週休２日制工事実施要綱第３項の「現場代理人等」の定義に、施工体制台帳への記載を要しない下請業者も含むように改正。

- ・発注段階で現場閉所困難工事と判断される工事について、完全週休２日交替制の補正係数を適用し発注できるように改正。

- ・対象期間の最終週が１週間に満たない場合は、工事完成日以降を休日として扱うように改正。

○林野庁基準の改正に伴い、次のとおり改正。

- ・積算補正区分を従来の「通期の４週８休以上」「通期の４週７休以上４週８休未満」「通期の４週６休以上４週７休未満」から「月単位の４週８休以上」「通期の４週８休以上」へ改正。

- ・直接工事費、間接工事費、市場単価、土木工事標準単価における週休２日補正係数の値を改正。

- ・市場単価の現場閉所による週休２日補正係数について、橋梁用伸縮継手装置設置工と橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工の補正係数を追加。

- ・土木工事標準単価の週休２日補正係数について、橋梁塗装工、塗膜除去工、道路反射鏡設置工、侵食防止用植生マット工（養生マット工）の補正係数を追加。

- ・市場単価の交替制による週休２日補正係数について、道路標識設置工と鉄筋挿入工（ロックボルト）に別途補正係数を追加。

- ・土木工事標準単価の交替制による週休２日補正係数について、区画線工の補正係数を削除。